

国立障害者リハビリテーションセンターデータポリシー

制定 令和3年3月22日
最終改定 令和7年4月21日

1. 目的

国立障害者リハビリテーションセンター（以下、「センター」という。）は、障害のある人々の自立及び社会参加を支援するため、保健・医療・福祉サービスの提供とともに、新しいリハビリテーション技術・機器・システムの研究・開発、リハビリテーション専門職員の人材育成等、障害者リハビリテーションの中核機関としての先導的役割を担っている。

また、国の機関として、科学的根拠に基づく医療・福祉施策の推進に貢献するため、各部門の連携のもと、時代の科学を動員した障害研究、機能的制限の軽減・能力開発の実践・研究、成果の発信に取り組んでいる。

これらを通じて得られた研究データを国民に還元することにより、広く利活用を促し、もってセンターに求められている役割の強化とアウトリーチの拡大を図ることとし、そのために必要なデータポリシーを定めるものである。

2. 定義、帰属

（1）定義

本ポリシーにおける「研究データ」とは、職員等によりセンターの事業活動中に取得、作成されたあらゆるデータを指し、かつ、科学的な価値を持つ情報であり、汎用的・長期的に利用可能なものを指す。研究データのうち「管理対象データ」とは、センターや資金配分機関の基準に基づいて、管理・利活用の対象として、研究者がその範囲を定めるものとする。なお、公開・保管の対象となるデータは、コンピュータで処理できるものとする。

また、汎用的な利用を想定していない備忘録など個人的なメモ等の情報や研究グループの非公式のレポート・会議録、長期的利用を想定していない一時的な情報、物理的な実体としてのサンプル等は、本ポリシーの対象には含まない。

（2）帰属

研究データは、別段の定めがない限り、原則としてセンターに帰属する。

3. 公開・非公開、制限事項、知的財産等

（1）公開・非公開

研究データについては、本ポリシーの目的等から公開することが適当であると判断された場合、原則として速やかに公開する。なお、個人情報、国家安全保障に係る研究データ、障害者の福祉の向上に支障を来す研究データ、秘匿を条件に収集された研究データ等は、原則として非公開とする。

（2）猶予期間

公開の対象とする研究データについて、可能な限り速やかな公開に努める。ただし、合理的な

範囲において、公開までの準備期間又は猶予期間を設定することがある。

また、公開の対象とする研究データについて、可能な限り継続的な公開に努める。ただし、センターの判断により、公開を打ち切ることがある。

(3) 制限事項

センターが公開・提供する研究データの利用等に当たっては、その利用及び第三者への提供に関し、必要に応じ条件を付すことがある。

(4) 知的財産

研究データのうち知的財産として保護すべきものは、センターが指定することとし、その取扱い、センターが定める。

(5) 引用

センターが公開・提供する研究データの引用に当たっては、利用者に対して適切な引用を求める。

4. 保管・運用・セキュリティ等

(1) 保管・運用

センターは、研究データを各々の性質等に留意しつつ、適切に保管・運用する。

(2) 廃棄

センターは、保管するに値しない場合、または合理的な期間を経過した研究データについて、センターの判断により廃棄することができる。

(3) データ管理計画

センターは、研究データの各々の性質等に留意しつつ、研究データの取扱いに関するデータ管理計画（Data Management Plan:DMP）の方針を定め、研究データの収集・管理、利活用等に関する共通的な事項を示す。

(4) セキュリティ

センターは、DMPの方針等に基づき、適切なセキュリティを確保する。

5. メタデータ・識別子の付与

センターは、管理対象データにメタデータや識別子等を付与し、研究データの相互運用やその他の利活用の向上に向けて、研究データの信頼性、正確性、機械可読性、トレーサビリティ等の確保に努める。

6. 機関リポジトリの設置・運営

センターは、管理対象データの保管及びデータの利活用を目的として、国立障害者リハビリテーションセンター機関リポジトリを設置する。その運営に関しては、別に規程を定める。

7. 免責

センターは、公開する研究データの利用に関して生じる一切の損害について責任を負わないものとする。